

●香川県告示第209号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和2年6月30日から同年7月21日まで一般の縦覧に供する。

令和2年6月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 津田川島線（2号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
さぬき市大川町田面字東碎石 2719番1地先から さぬき市大川町田面字東碎石 2946番1地先まで	17.6~70.0	290	平成25年香川県告示第424号で 変更した区域の一部 平成26年香川県告示第227号で 変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 令和2年6月30日